| | |
|---|---|
| ㈣　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費㈣ | |
| ａ　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) | |
| ⅰ　要支援１ | 609単位 |
| ⅱ　要支援２ | 762単位 |
| ｂ　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) | |
| ⅰ　要支援１ | 609単位 |
| ⅱ　要支援２ | 762単位 |
| 注１～６　（略） | |
| ７　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)及び㈢並びにユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)及び㈢について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)として、１日につき34単位を、介護保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)及び㈣並びにユニット型介護保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)及び㈣について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)として、１日につき46単位を所定単位数に加算する。 | |
| ８　（略） | |
| ９　次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費㈢若しくは㈣、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)又は介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)を算定する。 | |
| イ～ハ　（略） | |
| 10～12　（略） | |
| 13　(1)㈡及び㈢並びに(2)㈡及び㈢について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、療養体制維持特別加算として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ１日につき次に掲げる単位数を加算する。 | |
| ㈠　療養体制維持特別加算(Ⅰ) | 27単位 |
| ㈡　療養体制維持特別加算(Ⅱ) | 57単位 |
| 14　(1)㈣又は(2)㈣を算定している介護老人保健施設については、注４及び注７は算定しない。 | |

| | |
|---|---|
| （新設） | |
| 注１～６　（略） | |
| （新設） | |
| ７　（略） | |
| ８　次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費㈢若しくは㈣、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費㈢若しくは㈣又は介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費㈢若しくは㈣を算定する。 | |
| イ～ハ　（略） | |
| ９～11　（略） | |
| 12　(1)㈡及び㈢並びに(2)㈡及び㈢について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、療養体制維持特別加算として、１日につき27単位を所定単位数に加算する。 | |
| （新設） | |
| （新設） | |
| （新設） | |